

第2節 検査結果の概要

令和3年次の検査の結果については、第2章以降に記載したとおりであり、このうち第3章及び第4章に掲記した事項等の概要は次のとおりである。

第1 事項等別の検査結果

1 事項等別の概要

検査の結果、第3章及び第4章に掲記した事項等には、次のものがある。

(1) 第3章「個別の検査結果」

- ア 「不当事項」(検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項)
(本章の11ページ参照)
(注)
- イ 「意見を表示し又は処置を要求した事項」(会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項)
(本章の16ページ参照)
- ウ 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項)
(本章の19ページ参照)
- エ 「意見を表示し又は処置を要求した事項の結果」(「会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項」について、当局において講じた処置又は講じた処置の状況)
(本章の23ページ参照)
- オ 「不当事項に係る是正措置等の検査の結果」(本院が既往の検査報告に掲記した不当事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関して、当局において執られた是正措置の状況及び処置の履行状況についての検査の結果)
(本章の24ページ参照)

これらのうちアからエまでの各事項については、第3章の第1節及び第2節において省庁又は団体別に掲記している。

(2) 第4章「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」

- ア 「国会及び内閣に対する報告」(会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項)
(本章の24ページ参照)
- イ 「国会からの検査要請事項に関する報告」(国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果)
(本章の25ページ参照)
- ウ 「特定検査対象に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況)
(本章の26ページ参照)
- エ 「国民の関心の高い事項等に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた国民の関心の高い事項等に関する検査の状況)
(本章の26ページ参照)
- オ 「特別会計財務書類の検査」(特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第19条第2項の規定による特別会計財務書類の検査)
(本章の26ページ参照)

(注) 会計検査院法

第30条の2 会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法(昭和22年法律第79号)第105条(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

(1)のア、イ及びウ並びに(2)のア、イ及びウの事項等の件数及び金額は、表1のとおりである。

表1 事項等別検査結果の概要

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) ^{注(1)}
不 当 事 項	157 件	66 億 3301 万円
意見を表示し又は処置を要求した事項	第34条 ^{注(2)} 4 件	< 4 件分 > 2 億 0864 万円 6567 万円 506 億 8132 万円
	第34条及び第36条 ^{注(2)} 4 件	< 3 件分 > 36 億 2962 万円 3 億 8088 万円 26 億 9672 万円 6572 万円
	第36条 7 件	< 6 件分 > 166 億 5047 万円 (9 億 2097 万円)
	小 計	15 件 <13 件分 > 204 億 8873 万円
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	^{注(2)} 20 件	<17 件分 > 1837 億 5057 万円 213 億 3632 万円 44 億 9243 万円 11 億 1352 万円 33 億 0971 万円 26 億 5359 万円 28 億 3437 万円
事 項 計	192 件	<187 件分 > 2108 億 7231 万円

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) ^{注(1)}
国会及び内閣に対する報告	2 件	—
国会からの検査要請事項に関する報告	5 件	—
特定検査対象に関する検査状況	11 件	—
総 計	210 件	<187 件分> 2108 億 7231 万円

注(1) 指摘金額・背景金額 指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等である。

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、上記の指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。

注(2) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、複数の事態について取り上げているため指摘金額と背景金額の両方があるものが計7件ある。

2 第3章の「個別の検査結果」の概要

第3章の「個別の検査結果」に掲記した事項等のうち、不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項について、省庁等別にその件数及び金額を示すと表2のとおりである。

表2 省庁等別事項別検査結果の概要

省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(1)		計 注(1)	
	件	金額	条(注(2)) 注(3)、注(4) ③④	金額 注(3)	件	金額	件	金額 注(3)
内閣府 (内閣府本府)	3	2975万円	2 ③④	1億3661万円 (6567万円)			6 注(3) 注(4)	2億0214万円 (6567万円)
内閣府 (警察庁)					1	(213億3632万円)	1	(213億3632万円)
総務省	8	1億9983万円			1	3億5047万円	9	5億5030万円
財務省	1	1億5492万円	③⑥ 1	(9億2097万円)	1	1601億9776万円	3	1603億5268万円 (9億2097万円)
文部科学省	19	1億8212万円			1	(44億9243万円)	20	1億8212万円 (44億9243万円)
厚生労働省	54	19億7112万円	注(3)、注(4) ③④ 3 ③④・③⑥ 1	注(3) 7203万円 (506億8132万円) (3億8088万円)	1	2087万円	注(3) 注(4) 59	注(3) 20億6402万円 (506億8132万円) (3億8088万円)

事項 省庁又は団体名	不当事項	意見を表示し又は処置を要求した事項 注(1)	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(1)	計 注(1)
農 林 水 産 省	15 11億0078万円	条(注(2))件 注(4) ③④・③⑥ 1 33億6098万円 (26億9672万円) ③⑥ 4 157億5421万円	注(4) 4 25億5421万円 (11億1352万円) (33億0971万円)	注(4) 24 227億7018万円 (26億9672万円) (11億1352万円) (33億0971万円)
経 済 産 業 省	1 351万円	③④・③⑥ 1 1億5487万円	1 5億1254万円	3 6億7092万円
国 土 交 通 省	25 2億0925万円	③⑥ 1 8億6048万円	注(4) 1 1億4334万円 (26億5359万円)	注(4) 27 12億1307万円 (26億5359万円)
環 境 省	8 3億6549万円			8 3億6549万円
防 衛 省	3 4億9937万円		注(4) 3 5億3702万円 (28億3437万円)	注(4) 6 10億3639万円 (28億3437万円)
日本年金機構		注(4) ③④・③⑥ 1 1億1377万円 (6572万円)		注(4) 1 1億1377万円 (6572万円)
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構			1 1485万円	1 1485万円
独立行政法人日本スポーツ振興センター	2 6億2074万円			2 6億2074万円
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構			1 8330万円	1 8330万円
独立行政法人住宅金融支援機構	17 12億9079万円		1 74億円	18 86億9079万円
日本放送協会	1 529万円		1 2億0777万円	2 2億1306万円
東日本電信電話株式会社			1 10億0205万円	1 10億0205万円
西日本電信電話株式会社			1 107億2639万円	1 107億2639万円
合 計	157 66億3301万円	注(3) 15 204億8873万円	20 1837億5057万円	注(3) 192 2108億7231万円

注(1) ()内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

注(2) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の③④は会計検査院法第34条の規定によるもの、③⑥は会計検査院法第36条の規定によるものを示している。

注(3) 内閣府(内閣府本府)のうち1件及び厚生労働省のうち1件は、内閣府(内閣府本府)及び厚生労働省の両方に係る指摘であり、金額は内閣府(内閣府本府)のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計7件ある。

以上の各事項計 192 件について、事項別に、その件名等を示すと次の(1)、(2)及び(3)のとおりである。

(1) 不当事項 **計 157 件 66 億 3301 万余円**

「不当事項」を収入、支出等の別に分類して、態様別に示すと、次のとおりである。なお、「不当事項」として掲記した事態については、会計検査院法第 34 条の規定により適宜の処置を要求し又は是正改善の処置を求めた事項に係る事態及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」中会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事態と併せて、同法第 31 条の規定等による懲戒処分等の要求及び同法第 32 条の規定等による弁償責任の検定について検討を行うこととなる。

ア 収入に関するもの **計 4 件 11 億 6796 万余円**

省 庁 名	租 税	保 険 料	保 険 料 ・ そ の 他	予算経理	計
財 務 省	1 ^件	件	件	件	1 ^件
厚 生 労 働 省		1	1		2
国 土 交 通 省				1	1
計	1	1	1	1	4

(ア) 租 税 **1 件 1 億 5492 万余円**

＜租税の徴収が適正でなかったもの＞

○財 務 省

・租税の徴収に当たり、徴収額に不足があったもの(1 件 1 億 5492 万余円)

(73 ページ記載)

(イ) 保 険 料 **1 件 5692 万余円**

＜保険料の徴収が適正でなかったもの＞

○厚生労働省

・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1 件 5692 万余円)

(105 ページ記載)

(ウ) 保険料・その他 **1 件 9 億 5240 万余円**

＜保険料等の徴収が適正でなかったもの＞

○厚生労働省

・健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの(1 件 9 億 5240 万余円)

(108 ページ記載)

(エ) 予 算 経 理 **1 件 370 万余円**

＜会計経理が適正を欠いていたもの＞

○国土交通省

・負担金債権の債権管理に当たり、債権を保全するための措置を執っていなかったため、時効により債権を消滅させていたもの(1 件 370 万余円)

(288 ページ記載)

イ 支出に関するもの

計 136 件 41 億 7425 万余円

省庁又は団体名	予経	算理	工 事	工 事 物 件 役 務	物 件	役 務	保 給	除 付	医療費	補助金	不 行	正 為	その他	計
	件		件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
内閣府(内閣府本府)										3				3
総 務 省										1			7	8
文 部 科 学 省										19				19
厚 生 労 働 省						2	2	2	2	43			3	52
農 林 水 産 省										15				15
経 済 産 業 省										1				1
国 土 交 通 省			1							23				24
環 境 省										8				8
防 衛 省				1	1							1		3
独立行政法人 日本スポーツ振興センター	1												1	2
日本放送協会												1		1
計	1		1	1	1	2	2	2	2	113		2	11	136

(ア) 予算経理

1 件 3 億 8123 万余円

<会計経理が適正を欠いていたもの>

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・会計規則等に反して、公告で示した仕様書の内容を満たしていない物件を賃借する契約を締結するなどして、契約手続が適正でなかったもの(1 件 3 億 8123 万余円)

(389 ページ記載)

(イ) 工 事

1 件 1199 万余円

<契約額が割高となっていたもの>

○国土交通省

- ・庁舎、舗装等の取壊し等の工事の実施に当たり、設計数量の算出を誤っていたり、契約額を減額する契約変更を行っていなかったりしていたため、契約額が割高となっていたもの(1 件 1199 万余円)

(290 ページ記載)

(ウ) 工事・物件・役務

1 件 3 億 4388 万余円

<計画が適切でなかったもの>

○防 衛 省

- ・不要電波を低減させることなどを目的として換装された新設タカン装置等について、換装計画に係る検討が十分でなかったため、運用を開始するための点検において電波障害が発生して不合格と判定され、運用を開始することができない状況となっていて、所期の目的を達していなかったもの(1 件 3 億 4388 万余円)

(339 ページ記載)

(エ) 物 件 1 件 1 億 4757 万余円

<仕様が適切でなかったもの>

○防 衛 省

- ・T-4 中等練習機等で搭乗員が使用する個人携帯用救命無線機の調達に当たり、調達仕様書の基となる調達要求事項を作成する際の検討が十分でなかったことなどのため、個人携帯用救命無線機が使用されていない状況となっていて、所期の目的を達成していなかったもの(1 件 1 億 4757 万余円) (343 ページ記載)

(オ) 役 務 2 件 8003 万余円

<委託費の支払が過大となっていたもの>

○厚生労働省

- ・農林業職場定着支援事業等の委託費の算定に当たり、架空の請求書を発行させるなどして実際には支払っていない印刷費を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1 件 3501 万余円) (111 ページ記載)
- ・女性就業支援全国展開事業等の委託費の算定に当たり、従事者に対して実際に支給した給与等の額に基づかずに人件費を算定していたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1 件 4501 万余円) (113 ページ記載)

(カ) 保 険 給 付 2 件 5833 万余円

<保険の給付が適正でなかったもの>

○厚生労働省

- ・雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの(1 件 477 万余円) (115 ページ記載)
- ・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの(1 件 5356 万余円) (117 ページ記載)

(キ) 医 療 費 2 件 1 億 9094 万余円

<医療費の支払が過大となっていたもの>

○厚生労働省

- ・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの(1 件 1 億 5238 万余円) (120 ページ記載)
- ・労働者災害補償保険の療養の給付等に要する診療費の支払が過大となっていたもの(1 件 3855 万余円) (125 ページ記載)

(ク) 補 助 金 113 件 24 億 8808 万余円

(注) 「補助金」には補助金に係る事態のほか、交付金及び負担金に係る事態を含んでいる。

<補助事業の実施及び経理が不当なもの>

○内閣府(内閣府本府)

- ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(2 件 1406 万余円) (38 ページ記載)
- ・工事の設計及び施工が適切でなかったもの(1 件 1569 万余円) (40 ページ記載)

○総 務 省

- ・公衆無線 LAN 環境整備支援事業により購入した無線アクセス装置等の親機等を設置する既設収容架の耐震対策が行われていなかったため、補助の目的を達していなかったもの(1 件 512 万余円) (61 ページ記載)

○文部科学省

- ・認定こども園施設整備交付金が過大に交付されていたもの(1件 141万円) (90 ページ記載)
- ・私立学校施設整備費補助金(防災機能等強化緊急特別推進事業及びICT活用推進事業)が過大に交付されていたもの(5件 3846 万余円) (91 ページ記載)
- ・学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの(7件 7760 万余円) (93 ページ記載)
- ・ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金が過大に交付されていたもの(2件 688 万余円) (96 ページ記載)
- ・文化財多言語解説整備事業費補助金が過大に交付されていたもの(1件 126 万余円) (98 ページ記載)
- ・義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの(3件 5648 万余円) (99 ページ記載)

○厚生労働省

- ・国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの(3件 707 万余円) (130 ページ記載)
- ・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの(24件 4 億 2823 万余円) (132 ページ記載)
- ・生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの(7件 4576 万余円) (138 ページ記載)
- ・障害者自立支援給付費負担金が過大に交付されていたもの(1件 135 万余円) (140 ページ記載)
- ・障害児入所給付費等負担金が過大に交付されていたもの(1件 144 万余円) (141 ページ記載)
- ・介護給付費負担金が過大に交付されていたもの(1件 645 万余円) (141 ページ記載)
- ・介護保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの(5件 1 億 1060 万余円) (143 ページ記載)
- ・労働者福祉対策事業費補助金が過大に交付されていたもの(1件 679 万余円) (145 ページ記載)

○農林水産省

- ・補助の対象とならないなどのもの(7件 5 億 1160 万余円) (186 ページ記載)
- ・工事の設計が適切でなかったもの(3件 3321 万余円) (191 ページ記載)
- ・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(3件 1292 万余円) (196 ページ記載)
- ・補助の目的を達していなかったもの(1件 5 億 2544 万余円) (199 ページ記載)
- ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(1件 1758 万余円) (200 ページ記載)

○経済産業省

- ・電源立地地域対策交付金により整備した消火栓配管の設計が適切でなかったもの(1件 351 万余円) (264 ページ記載)

○国土交通省

- ・工事の設計が適切でなかったもの(10件 1 億 0303 万余円) (293 ページ記載)

・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(8件 3798 万余円)	(305 ページ記載)	
・工事の設計及び施工が適切でなかったもの(3件 1854 万余円)	(308 ページ記載)	
・工事の施工が適切でなかったもの(1件 3051 万余円)	(311 ページ記載)	
・補助の対象とならないもの(1件 347 万余円)	(313 ページ記載)	
○環 境 省		
・補助の対象とならないなどのもの(5件 3 億 0458 万余円)	(332 ページ記載)	
・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(3件 6091 万余円)	(334 ページ記載)	
(ケ) 不正行為		2件 1321 万余円
＜現金が領得されたもの＞		
○防 衛 省		
・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 792 万余円)	(347 ページ記載)	
○日本放送協会		
・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 529 万余円)	(412 ページ記載)	
(コ) そ の 他		11件 4 億 5895 万余円
＜交付税の交付が不当なもの＞		
○総 務 省		
・特別交付税の額の算定に当たり、他の算定事項で算定した経費を重複して含めていたり、算定の対象とならない経費を含めていたりなどしたため、特別交付税が過大に交付されていたもの(7件 1 億 9470 万余円)	(63 ページ記載)	
＜介護給付費等の支払が過大となっていたもの＞		
○厚生労働省		
・介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 1495 万余円)	(146 ページ記載)	
・自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 66 万余円)	(152 ページ記載)	
・障害児通所給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 911 万余円)	(155 ページ記載)	
＜補償費の算定が過大となっていたもの＞		
○独立行政法人日本スポーツ振興センター		
・水道施設の移設等に当たり、消費税相当額の算定が適切でなかったため、移設等補償費が過大となっていたもの(1件 2 億 3951 万余円)	(392 ページ記載)	
ウ 収入支出以外に関するもの		計 17件 12 億 9079 万余円
貸付金		17件 12 億 9079 万余円
＜貸付条件に違反していたもの＞		
○独立行政法人住宅金融支援機構		
・独立行政法人住宅金融支援機構が旧住宅金融公庫から承継した賃貸住宅融資において、借受者が礼金を受領しているなど賃貸条件の制限に違反していたもの(17件 12 億 9079 万余円)	(404 ページ記載)	

(2) 意見を表示し又は処置を要求した事項

計 15 件

第1章
第2節
第1
事項等別の
検査結果

ア 会計検査院法第34条の規定によるもの

4 件

適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

4 件

○内閣府(内閣府本府)

- ・企業主導型保育助成事業の運営費について、過大に算定されていると認められた助成金交付額について返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、欠席理由を記録するなどの利用児童の区分を適切に行うための方法等について事業主体に十分に周知するとともに、助成金の交付申請が適切な利用児童の区分に基づき行われているかについて確認する仕組みを整備するよう是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 3601 万円 背景金額 6567 万円)

(41 ページ記載)

○厚生労働省

- ・国民健康保険の保険基盤安定負担金の交付額について、過大に交付された負担金が速やかに返還されるよう適宜の処置を要求し、繰入金額及び負担金の交付額の算定に用いる算定用データを抽出する時点等の抽出条件を周知徹底することなどにより、繰入金額及び負担金の交付額の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 1409 万円 背景金額 506 億 8132 万円)

(158 ページ記載)

- ・障害児通所支援事業について、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求するとともに、障害児通所給付費の算定に当たり、事業者に対して、定員超過利用減算の適用の要件等について周知したり、定員超過利用減算が必要な定員超過をしているかを確認できるような様式等を示した上で、当該様式等により定員超過利用減算の要否を確認するよう周知したりすることにより、障害児通所給付費の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 5794 万円)

(165 ページ記載)

○内閣府(内閣府本府)及び厚生労働省

- ・放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金について、内閣府において過大に交付されていた交付額の返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、利用する児童が少数である土曜日等について、厚生労働省において開所の要件を周知徹底するとともに、内閣府において開所の要件を満たしているか市町村が根拠資料を用いて確認するようしたり、開所の要件を理解等した上で実績報告書を作成しているか都道府県が必要な審査を行うようしたりするための方策を講ずるよう是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 1 億 0060 万円)

(363 ページ記載)

イ 会計検査院法第34条及び同法第36条の規定によるもの 4件

(ア) 会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により意見を表示し及び改善の処置を要求したもの 1件

○経済産業省

- ・災害による停電時に住民拠点サービスステーションの自家発電設備が速やかに活用されるよう改善の処置を要求し、住民拠点サービスステーションの自家発電設備について必要な財産処分手続がとられるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに適時に災害時情報収集システム上における住民拠点サービスステーションの基礎情報を更新等することとするとともに、台風等の災害の場合に災害時情報収集システムを活用して情報収集や公表を行うための判断基準を設けるなどして、住民拠点サービスステーションの営業状況等を効果的に公表できる体制を整備するよう意見を表示したもの (1件 指摘金額 1億5487万円)

(267 ページ記載)

(イ) 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め及び同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの 3件

○厚生労働省

- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ等の各種システムの開発・保守等に係る業務の実施に当たり、各種システムの主要な機能についてのテストが適切に実施されるよう仕様書に定めるべきテストの実施に当たっての具体的な事項や受注者から報告を受けるべき内容を明確に定めたり、納品物が契約の内容に適合しない事態が発生した場合に、不具合に係る修理費用等の負担者を明確に確認するために、受注者に適切な資料を提出させて請求額に修理費用等が含まれていないことを検証したりなどするよう是正改善の処置を求め、及び不具合等に関する外部からの指摘等を適切に管理してこれを業務に生かす方法について検討するなどするよう改善の処置を要求したもの

(1件 背景金額 3億8088万円)

(170 ページ記載)

○農林水産省

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業(産地基幹施設等支援タイプ)の実施に当たり、過去事業において成果目標を達成していない場合にその要因等を報告するなどの仕組みを導入するよう改善の処置を要求し、及び成果目標を達成していても出荷量等の実績値が目標値を下回っている場合は当該目標値に達するまで実績値の状況を確実に把握した上で改善に向けた指導等を行うことについて、改めて周知徹底するよう是正改善の処置を求めたもの

(1件 指摘金額 33億6098万円 背景金額 26億9672万円)

(201 ページ記載)

○日本年金機構

- ・可搬型端末の調達に当たり、機器の更改の要否等を十分に検討するなどして調達数量を算定することを周知徹底するよう是正改善の処置を求め、及び貸与先の決定に当たり、希望調査の対象範囲を十分に検討することを周知徹底したり、市町村において長期間にわたって使用されていない可搬型端末について、その理由を把握した上で、貸与を継続する必要性の検討等を行う体制を整備したりなどするよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 1億1377万円 背景金額 6572万円)

(371 ページ記載)

ウ 会計検査院法第36条の規定によるもの 7件

(ア) 意見を表示し及び改善の処置を要求したもの 1件

○農林水産省

- ・農地情報公開システム整備事業により構築されたシステムについて、農業委員会等が同システムの操作性が悪いなどとしていることに対してその内容を十分に把握するとともに、その結果、更なる改修等が必要であると判断される場合には、その実施による効果も考慮しつつ必要な改修を検討するなどの対応を更に行うなどするよう全国農業会議所を指導したり、運営状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じた指導ができる体制を整備したりするよう意見を表示し、及び同システムについて、農地法等で農地台帳に記録することとされている項目の未登録項目がある農業委員会等に登録を速やかに行わせるなどするよう全国農業会議所を指導するよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 137億5886万円)

(210 ページ記載)

(イ) 改善の処置を要求したもの 6件

○内閣府(内閣府本府)

- ・緊急事態応急対策等拠点施設整備事業に係る交付金の算定に当たり、オフサイトセンターの一部について使用許可を行って原子力規制委員会から徴収した事務所使用料の取扱いを手引に明示するなどして事業主体に周知して、交付金の算定が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 3578万円)

(49 ページ記載)

○財務省

- ・租税特別措置である倒産防止共済特例の実施に当たり、所得税の申告における返戻金額の収入計上について、手引等を作成するなどして納税者等に周知したり、資料情報制度を活用した資料の収集等の検討を行うなどして審査体制を整備したりすることにより、返戻金額の収入計上が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの

(1件 背景金額 9億2097万円)

(79 ページ記載)

○農林水産省

- ・立木販売等における丸太のトラック運搬に係る経費の積算に当たり、複数回反復して運搬することが可能な場合に、時間制運賃の適用も考慮して適切な積算を行うよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 1億2910万円)
(220ページ記載)
- ・農地耕作条件改善事業における地域内農地集積型事業の実施に当たり、事業主体が集積見込農地を具体的に特定した上で促進計画に農地集積目標を記載するなどするよう実施要綱等に明記するとともに、事業主体に対して、促進計画を作成する際に農地集積に係る各当事者の意思の確認を十分に行ったり、農地集積目標が達成できていない場合には農地集積目標の達成に向けた取組を行ったりするよう指導することにより、事業効果が十分に発現するよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 17億1022万円)
(227ページ記載)
- ・政府所有米穀の販売等業務委託契約のメッシュチェック荷役経費の単価について、倉庫業者ごとに1t当たりの処理に要する作業人員・時間等を算出して、これを用いて米穀の種類等ごとの処理数量により加重平均するなどして、メッシュチェック荷役の作業実態に見合った単価を算定する方法を明確に定めるとともに、それに基づいて単価を設定することにより委託費の節減を図るよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 1億5603万円)
(233ページ記載)

○国土交通省

- ・可搬形電源設備について、地震等に十分耐え得る状態で保管するために必要となる耐震設計に係る計算の方法及び計算の結果耐震性が確保されていないことが判明した場合の設置方法について検討を行い、その結果を保管官署に対して示すことなどにより、可搬形電源設備が浮き上がり、転倒、水平移動等による床面、壁面等との衝突により損傷して電力を供給する機能を失うことなく適切に保管されるよう改善の処置を要求したもの (1件 指摘金額 8億6048万円)
(314ページ記載)

(3) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 計 20件

○内閣府(警察庁)

- ・水害時に浸水し非常用発電設備等又は通信機器が損傷する可能性のある警察施設について、浸水のおそれ及び想定される浸水被害等を調査し、その結果等を踏まえて浸水対策の計画を策定することなどにより、浸水対策が効率的に実施されるよう改善させたもの (1件 背景金額 213億3632万円)
(56ページ記載)

○総務省

- ・東京電力から賠償金の支払を受けたことにより過大となった原発関係特別交付税及び原発関係震災復興特別交付税について、担当部局間で賠償金の支払状況等の情報共有を図るなどして適切に報告することを都道府県及び市町村に対して周知徹底することなどにより、減額調整又は過大過少算定が適切に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 3億5047万円)

(65ページ記載)

○財務省

- ・貨幣回収準備資金において保有している金地金について、記念貨幣の製造材料として使用する見込みがなく売り払うことが適当と認められるものを売り払うなどして活用を図るよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1601億9776万円)

(85ページ記載)

○文部科学省

- ・国立大学法人における国費外国人留学生の教育費に係る会計処理について統一的な取扱いを明らかにしてその旨を周知することにより、国立大学法人間における会計情報の比較可能性の確保が図られるよう改善させたもの

(1件 背景金額 44億9243万円)

(102ページ記載)

○厚生労働省

- ・離職者等再就職訓練事業の託児サービス経費について、月額単価等を一般利用単価と同額に改めたことなどの要領の改正内容を都道府県等に対して周知徹底することなどにより、委託費の精算を適正に行うこととするよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2087万円)

(177ページ記載)

○農林水産省

- ・公用車による高速自動車国道等の利用について、利用実態等を踏まえて、大口・多頻度割引制度等を利用することにより、高速道路利用料の支払額の節減を図るよう改善させたもの

(1件 指摘金額 728万円)

(241ページ記載)

- ・中山間地域等直接支払交付金事業について、所得超過者を中核的リーダーに指定して交付金の交付対象とするに当たり、中核的リーダーの数が適切な範囲内となるよう適切に指定される仕組みを構築したり、共同取組活動に係る交付金は個人助成に使用できないことを要領等に明記して周知したりすることなどにより、交付金の交付対象や交付金の使用が適切なものとなるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 16億6581万円 背景金額 11億1352万円)

(245ページ記載)

- ・合板・製材生産性強化対策事業等における間伐材生産事業の実施に当たり、搬出材積の実績を把握するなどして事業の実態を反映した標準搬出材積により定額単価を設定するよう実施要領に明記することなどにより、定額単価が適切に設定されるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 8億8112万円)

(251 ページ記載)

- ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業の実施に当たり、事業主体等に対して漁業所得の金額の適切な算出方法等を指導したり、KPI等を達成していない事業主体に対して達成に向けて必要な取組方針を実施状況報告書に記載させるなどしたりして、KPI等の達成状況の把握やKPIの達成に向けた改善指導が適切に行われるよう改善させたもの
(1件 背景金額 33億0971万円)

(255 ページ記載)

○経済産業省

- ・海外SC拠出金等について、信託報酬の支払が生じない資金管理方法とすることにより海外SC事業に係る管理費を節減し、より多額の資金が事業費である補助金の交付に充てられるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 5億1254万円)

(277 ページ記載)

○国土交通省

- ・河川管理施設に設置された機械設備の維持管理に当たり、機器等の整備、更新等の優先順位を決定した上で機械維持管理計画の策定又は見直しを行ったり、機器等の取替え・更新の実施を健全度の評価等に基づいて判断したりすることで予防保全型維持管理を適切に実施するとともに、機能に支障が生じていることが判明した致命的機器等について速やかに緊急保全を行うことにより、機械設備の信頼性を確保しつつ、更新等に係る費用の縮減及び平準化が図られるなどするよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億4334万円 背景金額 26億5359万円)

(319 ページ記載)

○防衛省

- ・工事の一時中止に伴う増加費用等の積算に当たり、一時中止により工期延伸する期間は共通仮設費率等の算定に用いる工期に含まないことについて確認を十分に行うなどしたり、増加費用に係る金額の妥当性を適切に確認したりすることにより、工事価格の算定が適切に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 730万円 背景金額 28億3437万円)

(347 ページ記載)

- ・海外での訓練に使用するソノブイの受領検査について、仕様書を変更して、ソノブイを投下して作動を確認する方法から製造会社が発行した品質の証明書によりソノブイ全数の品質を確認する方法に見直すことなどにより、ソノブイの調達額の節減を図るよう改善させたもの
(1件 指摘金額 1197万円)

(353 ページ記載)

- ・特別借受宿舍の買取りについて、各特別借受宿舍の将来の支払利息額の多寡を十分に考慮した上で買い取る特別借受宿舍を選定することを周知することにより、将来の支払利息額をより節減できる適切なものとするよう改善させたもの

(1件 指摘金額 5億1775万円)

(356ページ記載)

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

- ・委託事業で取得した研究開発等資産について、取得価額の算定に当たっての不課税費用等に係る消費税額の取扱いを定めるなどして、委託事業終了後における有償譲渡に係る譲渡価格の算定を適切なものとするよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1485万円)

(385ページ記載)

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

- ・トンネル工事における濁水処理工の設計に当たり、中央集水管を用いた清水と濁水の分離処理の実施を検討することなどにより、経済的な設計を行うよう改善させたもの

(1件 指摘金額 8330万円)

(394ページ記載)

○独立行政法人住宅金融支援機構

- ・政府からの出資金を財源として設置されている金利変動準備基金について、必要額を超えていると認められる額を不要財産として国庫に納付するとともに、今後も、近年の金利リスクへの対応状況等を踏まえて基金の規模を毎年度検証するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 74億円)

(407ページ記載)

○日本放送協会

- ・複写機の調達に当たり、複写機本体等の台数及び使用枚数の調達予定数量を算出した上で、これらの必要事項を記載した適切な仕様書等を提示して、一般競争入札を実施することにより、透明性及び競争性を確保し、経済的な価格により契約を締結するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2億0777万円)

(412ページ記載)

○東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社

- ・電柱の維持管理に当たり、点検マニュアルに定められた点検周期に基づいた定期点検を適切に実施したり、不良ランクを適切に判定して、不良ランクに応じた措置を適切に講じたりすることにより、電柱の安全性を十分に確保するよう改善させたもの

{ 2件 指摘金額 東日本電信電話株式会社 10億0205万円
西日本電信電話株式会社 107億2639万円 }

(417ページ記載)

(4) 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

本院が意見を表示し又は処置を要求したもののうち、令和元年度決算検査報告を作成するまでに当局において処置が完了していなかったものは、20件あり、その結果を掲記した。このうち、処置が完了したものが17件、処置が完了していないものが3件となっており、省庁等別にその概要を示すと表3のとおりである。

表3 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果の概要 (単位：件)

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
内閣府(内閣府本府)	平成30年度	注(1) 1	注(1) 1	
	令和元年度	1	1	
総務省	平成30年度	注(1) 1	注(1) 1	
外務省	令和元年度	注(2) 1	注(2) 1	
厚生労働省	平成30年度	1	1	
	令和元年度	注(3) 2	注(3) 2	
農林水産省	平成30年度	1	1	
	令和元年度	3	3	
経済産業省	元年度	2	2	
国土交通省	平成29年度	1		1
	30年度	1		1
	令和元年度	1	1	
防衛省	平成23年度	1		1
日本年金機構	令和元年度	注(3) 1	注(3) 1	
国立研究開発法人産業技術総合研究所	元年度	1	1	
独立行政法人国際協力機構	元年度	注(2) 1	注(2) 1	
独立行政法人労働者健康安全機構	元年度	1	1	
独立行政法人国立病院機構	元年度	1	1	
独立行政法人地域医療機能推進機構	元年度	1	1	
計	平成23年度	1		1
	29年度	1		1
	30年度	注(1) 4	注(1) 3	1
	令和元年度	注(2)、注(3) 14	注(2)、注(3) 14	

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数	今年次に当局が講じた処置の状況	
		処置が完了したもの	処置が完了していないもの
合 計	注(1)、注(2) 注(3) 20	注(1)、注(2) 注(3) 17	3

注(1) 平成30年度決算検査報告の内閣府(内閣府本府)の1件及び総務省の1件は、内閣府(内閣府本府)及び総務省の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(2) 令和元年度決算検査報告の外務省の1件及び独立行政法人国際協力機構の1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(3) 令和元年度決算検査報告の厚生労働省のうち1件及び日本年金機構の1件は、厚生労働省及び日本年金機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

上記のうち、処置が完了していない3件については、その処置状況について引き続き検査することとする。

(5) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

ア 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

昭和21年度から令和元年度までの検査報告に掲記した不当事項に係る3年7月末現在の是正措置の状況について検査した結果、是正措置が未済となっているものが35省庁等における335件102億1659万余円あり、このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものが35省庁等における331件102億0211万余円ある。(423ページ記載)

イ 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

令和元年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項49件のうち、今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことなどから検査を実施しなかったもの9件を除いた40件について改善の処置の履行状況を検査した結果、改善の処置が履行されていたものが28件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたものが11件、改善の処置が一部履行されていなかったものが1件となっていた。(428ページ記載)

3 第4章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要

(1) 国会及び内閣に対する報告

令和2年11月から3年10月までの間に、会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項は表4のとおり2件あり、その検査状況の概要を記載した。

表4 会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項

第4章第1節における項番	報告事項名	報告年月日
第1	独立行政法人における繰越欠損金の状況等について (431 ページ記載)	令和 2年 12月 28日
第2	国が実施する PFI 事業について (439 ページ記載)	3年 5月 14日

(2) 国会からの検査要請事項に関する報告

国会から国会法第105条の規定による会計検査及びその結果の報告を求める要請(以下「検査要請」という。)を受諾して、2年11月から3年10月までの間に、会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項は表5のとおり5件あり、その概要を記載した。

表5 会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項

第4章第2節における項番	報告事項名	検査要請の受諾年月日	検査結果の報告年月日	報告先 (検査要請を行った議院の委員会)
第1	高速道路に係る料金、債務の返済等の状況に関する会計検査の結果について (443 ページ記載)	令和 元年 6月 11日	3年 4月 9日	参議院 (参議院決算委員会)
第2	福島第一原子力発電所事故に伴い放射性物質に汚染された廃棄物及び除去土壌等の処理状況等に関する会計検査の結果について (447 ページ記載)	元年 6月 11日	3年 5月 26日	参議院 (参議院決算委員会)
第3	政府情報システムに関する会計検査の結果について (452 ページ記載)	元年 6月 11日	3年 5月 26日	参議院 (参議院決算委員会)
第4	外国人材の受入れに係る施策に関する会計検査の結果について (462 ページ記載)	元年 6月 11日	3年 7月 16日	参議院 (参議院決算委員会)
第5	公的統計の整備に関する会計検査の結果について (466 ページ記載)	元年 6月 11日	3年 9月 1日	参議院 (参議院決算委員会)

なお、検査要請を受諾した事項のうち、3年10月までに報告を行っていない事項は3件あり、その検査要請を行った議院の委員会、検査要請事項及び検査要請の受諾年月日は、表6のとおりである。

表6 国会法第105条の規定による検査要請を受諾した事項のうち、令和3年10月までに報告を行っていない事項

検査要請を行った議院の委員会	検査要請事項	検査要請の受諾年月日
参議院決算委員会	防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施状況等について	令和 2年 6月 16日
参議院決算委員会	農林水産分野におけるTPP等関連政策大綱に基づく施策の実施状況等について	2年 6月 16日
参議院決算委員会	放射性物質汚染対処特措法3事業等の入札、落札、契約金額等の状況について	3年 6月 8日

(3) 特定検査対象に関する検査状況

特定検査対象に関する検査状況として 11 件掲記した。

- ア 新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等について (471 ページ記載)
- イ 新型コロナウイルス感染症対策関連施策における中小企業者等に対する資金繰り支援の実施状況等について (525 ページ記載)
- ウ 布製マスク配布事業の実施状況等について (565 ページ記載)
- エ 新型コロナウイルス感染症の影響による労働者の休業等に対応するための雇用調整助成金等の支給等について (599 ページ記載)
- オ サービス産業消費喚起事業 (Go To キャンペーン事業) の実施状況等について (619 ページ記載)
- カ 持続化給付金事業の実施状況等について (659 ページ記載)
- キ 新型コロナウイルス感染症の影響下における航空・空港関連企業を対象とする支援施策パッケージの実施状況及び空港整備勘定の歳入、3 空港会社の収益等の状況について (690 ページ記載)
- ク 国の債務について (726 ページ記載)
- ケ 特別会計財務書類を適切に作成するための取組について (751 ページ記載)
- コ 申告不要配当特例等を適用している個人株主が上場会社から支払を受けた配当に係る課税の状況等について (758 ページ記載)
- サ 北陸新幹線 (金沢・敦賀間) の整備に係る工期遅延及び事業費増加の状況等について (768 ページ記載)

(4) 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項等に関する検査の状況について、「個別の検査結果」及び「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」に掲記した主なものを①新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関するもの、②国民生活の安全性の確保に関するもの、③社会保障に関するもの、④情報通信 (IT) に関するもの、⑤制度・事業の効果等に関するもの、⑥資金、基金等のストックに関するもの、⑦予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するものに区分して整理するなどした。 (787 ページ記載)

(5) 特別会計財務書類の検査

本院は、特別会計に関する法律に基づき、2 年 11 月に内閣から送付を受けた 17 府省庁等が所管する 13 特別会計の令和元年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から検査した。そして、同年 12 月に内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。 (792 ページ記載)

第2 観点別の検査結果

会計検査院は、正確性の観点、合規性の観点、経済性の観点、効率性の観点、有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を実施した。その結果は「第1 事項等別の検査結果」で述べたとおりであるが、このうち「第3章 個別の検査結果」に掲記した事項について、検査の観点に即して事例を挙げると次のとおりである。

1 主に正確性の観点から検査したもの

検査対象機関の決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 財務諸表の表示について

- ・国立大学法人における国費外国人留学生の教育費に係る会計処理について統一的な取扱いを明らかにしてその旨を周知することにより、国立大学法人間における会計情報の比較可能性の確保が図られるよう改善させたもの (102 ページ記載)

2 主に合規性の観点から検査したもの

検査対象機関の会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 不適正な会計経理について

- ・負担金債権の債権管理に当たり、債権を保全するための措置を執っていなかったため、時効により債権を消滅させていたもの (288 ページ記載)
- ・会計規則等に反して、公告で示した仕様書の内容を満たしていない物件を賃借する契約を締結するなどして、契約手続が適正でなかったもの (389 ページ記載)

② 租税及び保険料の徴収について

- ・租税の徴収に当たり、徴収額に不足があったもの (73 ページ記載)
- ・労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの (105 ページ記載)
- ・健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの (108 ページ記載)

③ 雇用対策のための助成金及び年金の支給について

- ・雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの (115 ページ記載)
- ・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの (117 ページ記載)

④ 医療費の支払について

- ・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの (120 ページ記載)
- ・労働者災害補償保険の療養の給付等に要する診療費の支払が過大となっていたもの (125 ページ記載)

⑤ 工事の設計及び施工について

- ・地方創生拠点整備交付金により整備した冷温水発生装置等の設計及び施工が適切でなかったもの (40 ページ記載)
- ・護床工の設計が適切でなかったもの (191 ページ記載)
- ・根固工の設計が適切でなかったもの (293 ページ記載)
- ・擁壁の設計が適切でなかったもの (295 ページ記載)
- ・動力センタ盤等の設置に係る施工が適切でなかったもの (311 ページ記載)

- ・再生可能エネルギー等導入推進基金により実施した事業において、設備の設計が適切でなかったもの (334 ページ記載)
- ⑥ 委託費等の支払について
 - ・農林業職場定着支援事業等の委託費の算定に当たり、架空の請求書を発行させるなどして実際には支払っていない印刷費を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの (111 ページ記載)
 - ・女性就業支援全国展開事業等の委託費の算定に当たり、従事者に対して実際に支給した給与等の額に基づかずに人件費を算定していたため、委託費の支払額が過大となっていたもの (113 ページ記載)
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ等の各種システムの開発・保守等に係る業務の実施に当たり、各種システムの主要な機能についてのテストが適切に実施されるよう仕様書に定めるべきテストの実施に当たっての具体的な事項や受注者から報告を受けるべき内容を明確に定めたり、納品物が契約の内容に適合しない事態が発生した場合に、不具合に係る修理費用等の負担者を明確に確認するために、受注者に適切な資料を提出させて請求額に修理費用等が含まれていないことを検証したりなどするよう是正改善の処置を求め、及び不具合等に関する外部からの指摘等を適切に管理してこれを業務に生かす方法について検討するなどするよう改善の処置を要求したもの (170 ページ記載)
 - ・離職者等再就職訓練事業の託児サービス経費について、月額単価等を一般利用単価と同額に改めたことなどの要領の改正内容を都道府県等に対して周知徹底することなどにより、委託費の精算を適正に行うこととするよう改善させたもの (177 ページ記載)
- ⑦ 補助金の経理や補助事業の実施について
 - ・学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの (93 ページ記載)
 - ・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの (132 ページ記載)
 - ・介護保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの (143 ページ記載)
 - ・農業・食品産業強化対策整備交付金事業の実施に当たり、交付対象事業費に交付の対象とならない経費を含めていたり、交付率の適用を誤っていたりしていたもの (188 ページ記載)
 - ・循環型社会形成推進交付金事業等において、交付対象事業費に交付の対象とならない設備等の整備等に要した費用を含めていたり、現場管理費等の算定が適切でなかったため交付金が過大に交付されていたりしていたもの (332 ページ記載)
- ⑧ 貸付金の管理について
 - ・独立行政法人住宅金融支援機構が旧住宅金融公庫から承継した賃貸住宅融資において、借受者が礼金を受領しているなど賃貸条件の制限に違反していたもの (404 ページ記載)
- ⑨ 制度の適正な運用について
 - ・租税特別措置である倒産防止共済特例の実施に当たり、所得税の申告における返戻金額の収入計上について、手引等を作成するなどして納税者等に周知したり、資料情報制度を活用した資料の収集等の検討を行うなどして審査体制を整備したりすることにより、返戻金額の収入計上が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの (79 ページ記載)

- ・企業主導型保育助成事業の運営費について、過大に算定されていると認められた助成金交付額について返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、欠席理由を記録するなどの利用児童の区分を適切に行うための方法等について事業主体に十分に周知するとともに、助成金の交付申請が適切な利用児童の区分に基づき行われているかについて確認する仕組みを整備するよう是正改善の処置を求めたもの (41 ページ記載)
- ・東京電力から賠償金の支払を受けたことにより過大となった原発関係特別交付税及び原発関係震災復興特別交付税について、担当部局間で賠償金の支払状況等の情報共有を図るなどして適切に報告することを都道府県及び市町村に対して周知徹底することなどにより、減額調整又は過大過少算定が適切に行われるよう改善させたもの (65 ページ記載)
- ・国民健康保険の保険基盤安定負担金の交付額について、過大に交付された負担金が速やかに返還されるよう適宜の処置を要求し、繰入金額及び負担金の交付額の算定に用いる算定用データを抽出する時点等の抽出条件を周知徹底することなどにより、繰入金額及び負担金の交付額の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (158 ページ記載)
- ・障害児通所支援事業について、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求するとともに、障害児通所給付費の算定に当たり、事業者に対して、定員超過利用減算の適用の要件等について周知したり、定員超過利用減算が必要な定員超過をしているかを確認できるような様式等を示した上で、当該様式等により定員超過利用減算の要否を確認するよう周知したりすることにより、障害児通所給付費の算定が適正に行われるよう是正改善の処置を求めたもの (165 ページ記載)
- ・放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金について、内閣府において過大に交付されていた交付額の返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、利用する児童が少数である土曜日等について、厚生労働省において開所の要件を周知徹底するとともに、内閣府において開所の要件を満たしているか市町村が根拠資料を用いて確認するようになり、開所の要件を理解等した上で実績報告書を作成しているか都道府県が必要な審査を行うようになりするための方策を講ずるよう是正改善の処置を求めたもの (363 ページ記載)
- ・電柱の維持管理に当たり、点検マニュアルに定められた点検周期に基づいた定期点検を適切に実施したり、不良ランクを適切に判定して、不良ランクに応じた措置を適時適切に講じたりすることにより、電柱の安全性を十分に確保するよう改善させたもの (417 ページ記載)

3 主に経済性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 役務契約や工事等における費用の積算について

- ・立木販売等における丸太のトラック運搬に係る経費の積算に当たり、複数回反復して運搬することが可能な場合に、時間制運賃の適用も考慮して適切な積算を行うよう改善の処置を要求したもの (220 ページ記載)

- ・工事の一時中止に伴う増加費用等の積算に当たり、一時中止により工期延伸する期間は共通仮設費率等の算定に用いる工期に含まないことについて確認を十分に行うなどしたり、増加費用に係る金額の妥当性を適切に確認したりすることにより、工事価格の算定が適切に行われるよう改善させたもの (347 ページ記載)
- ② 事務・事業に係る経費の節減について
 - ・緊急事態応急対策等拠点施設整備事業に係る交付金の算定に当たり、オフサイトセンターの一部について使用許可を行って原子力規制委員会から徴収した事務所使用料の取扱いを手引に明示するなどして事業主体に周知して、交付金の算定が適切なものとなるよう改善の処置を要求したもの (49 ページ記載)
 - ・公用車による高速自動車国道等の利用について、利用実態等を踏まえて、大口・多頻度割引制度等を利用することにより、高速道路利用料の支払額の節減を図るよう改善させたもの (241 ページ記載)
 - ・海外での訓練に使用するソノブイの受領検査について、仕様書を変更して、ソノブイを投下して作動を確認する方法から製造会社が発行した品質の証明書によりソノブイ全数の品質を確認する方法に見直すことなどにより、ソノブイの調達額の節減を図るよう改善させたもの (353 ページ記載)
 - ・特別借受宿舍の買取りについて、各特別借受宿舍の将来の支払利息額の多寡を十分に考慮した上で買い取る特別借受宿舍を選定することを周知することにより、将来の支払利息額をより節減できる適切なものとするよう改善させたもの (356 ページ記載)
 - ・可搬型端末の調達に当たり、機器の更改の要否等を十分に検討するなどして調達数量を算定することを周知徹底するよう是正改善の処置を求め、及び貸与先の決定に当たり、希望調査の対象範囲を十分に検討することを周知徹底したり、市町村において長期間にわたって使用されていない可搬型端末について、その理由を把握した上で、貸与を継続する必要性の検討等を行う体制を整備したりなどするよう改善の処置を要求したもの (371 ページ記載)
 - ・トンネル工事における濁水処理工の設計に当たり、中央集水管を用いた清水と濁水の分離処理の実施を検討することなどにより、経済的な設計を行うよう改善させたもの (394 ページ記載)
 - ・複写機の調達に当たり、複写機本体等の台数及び使用枚数の調達予定数量を算出した上で、これらの必要事項を記載した適切な仕様書等を提示して、一般競争入札を実施することにより、透明性及び競争性を確保し、経済的な価格により契約を締結するよう改善させたもの (412 ページ記載)
- ③ 事務・事業の実態に即した費用の算定等について
 - ・委託事業で取得した研究開発等資産について、取得価額の算定に当たっての不課税費用等に係る消費税額の取扱いを定めるなどして、委託事業終了後における有償譲渡に係る譲渡価格の算定を適切なものとするよう改善させたもの (385 ページ記載)
 - ・政府所有米穀の販売等業務委託契約のメッシュチェック荷役経費の単価について、倉庫業者ごとに1t当たりの処理に要する作業人員・時間等を算出して、これを用いて米穀の種類等ごとの処理数量により加重平均するなどして、メッシュチェック荷役の作業実態に見合った単価を算定する方法を明確に定めるとともに、それに基づいて単価を設定することにより委託費の節減を図るよう改善の処置を要求したもの (233 ページ記載)

- ・合板・製材生産性強化対策事業等における間伐材生産事業の実施に当たり、搬出材積の実績を把握するなどして事業の実態を反映した標準搬出材積により定額単価を設定するよう実施要領に明記することなどにより、定額単価が適切に設定されるよう改善させたもの
(251 ページ記載)

4 主に効率性の観点から検査したもの

検査対象機関の業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 事務・事業の運営について

- ・中山間地域等直接支払交付金事業について、所得超過者を中核的リーダーに指定して交付金の交付対象とするに当たり、中核的リーダーの数が適切な範囲内となるよう適切に指定される仕組みを構築したり、共同取組活動に係る交付金は個人助成に使用できないことを要領等に明記して周知したりすることなどにより、交付金の交付対象や交付金の使用が適切なものとなるよう改善させたもの
(245 ページ記載)
- ・海外 SC 拠出金等について、信託報酬の支払が生じない資金管理方法とすることにより海外 SC 事業に係る管理費を節減し、より多額の資金が事業費である補助金の交付に充てられるよう改善させたもの
(277 ページ記載)
- ・河川管理施設に設置された機械設備の維持管理に当たり、機器等の整備、更新等の優先順位を決定した上で機械維持管理計画の策定又は見直しを行ったり、機器等の取替え・更新の実施を健全度の評価等に基づいて判断したりすることで予防保全型維持管理を適切に実施するとともに、機能に支障が生じていることが判明した致命的機器等について速やかに緊急保全を行うことにより、機械設備の信頼性を確保しつつ、更新等に係る費用の縮減及び平準化が図られるなどするよう改善させたもの
(319 ページ記載)
- ・水害時に浸水し非常用発電設備等又は通信機器が損傷する可能性のある警察施設について、浸水のおそれ及び想定される浸水被害等を調査し、その結果等を踏まえて浸水対策の計画を策定することなどにより、浸水対策が効率的に実施されるよう改善させたもの
(56 ページ記載)
- ・可搬形電源設備について、地震等に十分耐え得る状態で保管するために必要となる耐震設計に係る計算の方法及び計算の結果耐震性が確保されていないことが判明した場合の設置方法について検討を行い、その結果を保管官署に対して示すことなどにより、可搬形電源設備が浮き上がり、転倒、水平移動等による床面、壁面等との衝突により損傷して電力を供給する機能を失うことなく適切に保管されるよう改善の処置を要求したもの
(314 ページ記載)

5 主に有効性の観点から検査したもの

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点から検査した結果として次のようなものがある。

① 事業効果の発現について

- ・農地情報公開システム整備事業により構築されたシステムについて、農業委員会等が同システムの操作性が悪いなどとしていることに対してその内容を十分に把握するとともに、その結果、更なる改修等が必要であると判断される場合には、その実施による効果

も考慮しつつ必要な改修を検討するなどの対応を更に行うなどするよう全国農業会議所を指導したり、運営状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じた指導ができる体制を整備したりするよう意見を表示し、及び同システムについて、農地法等で農地台帳に記録することとされている項目の未登録項目がある農業委員会等に登録を速やかに行わせるなどするよう全国農業会議所を指導するよう改善の処置を要求したもの

(210 ページ記載)

- ・農地耕作条件改善事業における地域内農地集積型事業の実施に当たり、事業主体が集積見込農地を具体的に特定した上で促進計画に農地集積目標を記載するなどするよう実施要綱等に明記するとともに、事業主体に対して、促進計画を作成する際に農地集積に係る各当事者の意思の確認を十分に行ったり、農地集積目標が達成できていない場合には農地集積目標の達成に向けた取組を行ったりするよう指導することにより、事業効果が十分に発現するよう改善の処置を要求したもの (227 ページ記載)

- ・災害による停電時に住民拠点サービスステーションの自家発電設備が速やかに活用されるよう改善の処置を要求し、住民拠点サービスステーションの自家発電設備について必要な財産処分手続がとられるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに適時に災害時情報収集システム上における住民拠点サービスステーションの基礎情報を更新等することとするとともに、台風等の災害の場合に災害時情報収集システムを活用して情報収集や公表を行うための判断基準を設けるなどして、住民拠点サービスステーションの営業状況等を効果的に公表できる体制を整備するよう意見を表示したもの

(267 ページ記載)

② 制度の運用について

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業(産地基幹施設等支援タイプ)の実施に当たり、過去事業において成果目標を達成していない場合にその要因等を報告するなどの仕組みを導入するよう改善の処置を要求し、及び成果目標を達成していても出荷量等の実績値が目標値を下回っている場合は当該目標値に達するまで実績値の状況を確実に把握した上で改善に向けた指導等を行うことについて、改めて周知徹底するよう是正改善の処置を求めたもの (201 ページ記載)

- ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業の実施に当たり、事業主体等に対して漁業所得の金額の適切な算出方法等を指導したり、KPI等を達成していない事業主体に対して達成に向けて必要な取組方針を実施状況報告書に記載させるなどしたりして、KPI等の達成状況の把握やKPIの達成に向けた改善指導が適切に行われるよう改善させたもの

(255 ページ記載)

③ 保有資産の有効活用について

- ・貨幣回収準備資金において保有している金地金について、記念貨幣の製造材料として使用する見込みがなく売り払うことが適当と認められるものを売り払うなどして活用を図るよう改善させたもの (85 ページ記載)

④ 資金の有効活用について

- ・政府からの出資金を財源として設置されている金利変動準備基金について、必要額を超えていると認められる額を不要財産として国庫に納付するとともに、今後も、近年の金利リスクへの対応状況等を踏まえて基金の規模を毎年度検証するよう改善させたもの

(407 ページ記載)